（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

三　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項についての調査又は検査に関すること。

四　［略］

五　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関する国税調査官の訓練に関すること。

（調査総括課の所掌事務）

第五百一条　東京国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　略］

2　名古屋国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課及び国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

3　大阪国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　略］

（国際調査管理課の所掌事務）

第五百三条　東京国税局及び大阪国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課及び事前確認審査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関すること。

二　海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関すること。

2　名古屋国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関すること。

二　海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関すること。

（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課及び調査開発課、名古屋国税局にあっては、国際調査課、国際情報課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

［号を加える。］

三　［同上］

四　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関する国税調査官の訓練に関すること。

（調査総括課の所掌事務）

第五百一条　東京国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　同上］

2　名古屋国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

3　大阪国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　同上］

［条を加える。］